

旨とした養育場とするに至つて、眞に理想の教育場としての家庭が作らるべく、そこで養育される子女の幸福また思ふべしである。

### (丙) 學校教育・義務教育

#### (一) 學校教育の發達

(1) 學校教育の必要 前述の如く人は家庭に於て、先づ身體の養護並に人格陶冶の基礎に關する教養を受けるものであるが、更に學問知識や技術について十分なる教育を受けるには、到庭家庭に於て其の任に堪え得ることではない。殊に現代に於ける知識・技術の進歩發達は著しく、どうしてもこれらの教育を専門とする機關に依頼するの外なく、又社會の共同生活に處する上に緊切なる團體的教育の施設を必要とするに至つた。然して學校教育とは校舍其の他の一定の設備の下に、教師と多數の學生・生徒とがあつて、繼續的に一定の課程を定め規律・節制の下に施される教育の謂である。即ち家庭教育が家庭生活の間に、言はゞ自然の裡に行はれるものが多いのに反し、學校教育は一定の目的の下に、系統的な方案を以て行はれる所に其の特色がある。斯くて教育はこれによつて始めて完全に其の目的を達することが出来るのである。

(2) 明治維新前の學校教育 我が國教育制度の變遷を見るに、遠く天智天皇の時代に大學の創設あり、其の後大寶令に於ても大學・國學の制度が設けられ

と思ひますが、この不況に際して折角卒業しても就職出来ずにブラ／＼してゐるやうでは、家運をかたむけてまで學費をついけてもそのかひがないではないかと考へられます。しかし、中學きりではどこへだしても駄目です。商業見習などは當人が進まないだらうと思つて居ります。子供の將來次に自分等の將來を考へる時にどうしたならばと迷つてをります。何卒最善の道をお示し下さいませ。

【答】 學校教育が富強ではない。實際、家運を傾けてまで高等教育を授くべきであるかどうか私も大いに疑問を持つてゐます。出来るだけ長い年月と出来るだけ多くの金を教育にかけることは善いことに相違ないですが、それも程度の問題で、一家族の生活を脅かすといふ状態である時には實際それは考へるものです。最高の學校は出たが就職口はない。婚期には進んでゐるが、家計は困難で、下の子達の普通の教育も難かしいといふことになつては全く困りますから

たが、いづれも原則として高等官吏たるべき者並に上流社會の子弟を養成するための機關であつて、一般庶民の教育の途は殆ど閉塞されてゐた。次いで鎌倉室町時代に入つては學問は全く衰運に向ひ、學問知識は極く少數の特殊の人々や、宗教界の人々によつて辛うじて其の命脈を繋いで來たに過ぎなかつた。然るに徳川時代に入つては代々文教を重視したのみならず、泰平二百六十年學問研究の機運は益々興隆の歩を辿つて來た。即ち當時の最高學府としては江戸に昌平堂あり、又各藩には夫れ／＼藩堂が起されたが、いづれも皆武士の子弟の教育を目的とし庶民のための教育には貢獻する所は極めて乏しかつた。斯くて

一般庶民のためには別に所謂寺小屋なるものあり、都市は固より漸次田舎にも普及したが、其の教ふる所は僅かに讀・書・算の科目に過ぎなかつた。尙ほ此の外に學者の私塾は各所に散在して夫れ／＼子弟の教導に當つた。中でも吉田松蔭の松下村塾の如き、其の教授の年月の短かつたのに反し、數多の人材を輩出せしめたのは誰もが知る通りである。斯くして明治維新の改革期に向つた。

(3) 明治維新後の學校教育 明治維新の鴻業成るや、諸政俄かに一新し、五箇條の御誓文に見るやうな開國進取の大方針が確立され、政府は異常の熱意を以て教育機關の創設に當つた。即ち明治五年には我が國教育制度の礎石ともいふべき「學則」が發布された。即ち全國を八大學區とし毎區に大學校一所を置き、更に一大學區を分ちて三十二中學區とし、每區に中學校一所を置き、一中

こゝで思ひきつて長男の方の學校生活は中學で打ちきつて、實際の仕事におつけになつた方があなたもむすこさんも榮えと私は考へます。

科學の方が得手でおありになるなら、何か科學を應用する仕事、たとへて申上るなら、もし、むすこさんが電氣に興味をお持ちなら電氣に關係した會社なり商店なりへ奉職して、かたはら、その方面の勉強をなさることが出来ます。又は、物理化學に興味があるなら、化學工場の會社で働きなごらこの方面の事を研究するといふやうに。古今未嘗有の發明家エヂソンは汽車の給仕をしながら勉強してあれだけの發明をしました。無線電氣の發明家マルコーニはマタスウエルの數學論を獨學して遂に無線電氣といふ新しい科學を造りました。その外、世界に傑出した哲學者及び科學者の大部分は學校教育といふよりはむしろ獨學で完成した人々です。いはゆるセルフメイドメンです。要するに親のスマをカジつて學校生



學區をば又二百十小學區に分ち、每區に小學校一所を置くこととし、即ち全國に大學校八、中學校二百五十六、小學校五萬三千七百六十を置く豫定であつた。元來此の學制は主として佛國の制度に倣つたもので、規模の宏大なると秩序の整頓せる點に於て頗る完備したものであつたが、一面其の理想が餘りに高遠且つ劃一に過ぎ、當時の社會事情に即せぬものあり、遂にこれを全國に實施することが出来なかつた。されば政府は遂に明治十二年「教育令」を制定し「學制」を廢止したが、此の教育令は前の學制に比すれば頗る簡單で、これが特色は學校の設置・管理・教科の内容等何れも自由主義を採つた點にあつた。然るに此の自由の精神は當時早くも世間の曲解する所となり、其の翌年再びこれが改正を加へるに至つた。

其の後明治十九年、教育制度の大刷新が行はれた。即ち帝國大學令・師範學校令・小學校令・中學校令等を公布し、こゝに諸學校は小學校を基本として秩序整然たる系統を爲すに至つた。これらの諸令は現今行はれてゐる諸般の教育令の根柢を爲してゐる。同二十三年十月小學校令の改正を見、これによつて義務教育の制度は完成し、更に同年十月教育に關する勅語が發表せられて、我が國民教育の歸趨を明示せられ、文教の大本が茲に確定せられるに至つた。然るに日清戦後我が國運の發展に伴ひ、曩に公布せる各種の學校令はいづれも大改革を行ふの必要を生じ、夫れも改正せられたが、三十三年の小學校令に於て義務教育の年限は四年に一定した。然るに此の年限の短きに過ぐることは夙に識者の認める所となり、日露戦後の急激なる國勢の膨脹と時代の趨勢とは、益々これが延長の必要を痛感せしむるに至り、遂に四十三年これを六年に延長せられることとなつた。

其の後も亦種々の變遷を経て遂に現行教育制度に至つたのであるが、今や小學校より大學まで其の學校數實に五萬に近く、學生生徒兒童の總數は一千二百萬を越ゆるに至り、教育の發達は實に未曾有の盛觀を呈してゐる。

## (二) 義務教育

(1) 義務教育の必要 國民教育の如何が國運の發展に至大の關係のある所以は既に述べた通りである。新く教育は國家發展の基礎であるから、國家は國民の教育を父兄の自由に一任せず、其の保護者に對して國家の要求する最低限度の課程の教育を受けしめることを義務として負はす必要がある。これ今日文明諸國が何れも義務教育の制度を採用してゐる所以であり、然かも何れの國に於ても其の事情が許すならば、此の強制教育の範圍を擴張せんことに努めてゐる理由である。

(2) 義務教育の内容 我が國の義務教育は前述の如く、明治五年の學制の頒布によつて國民一般皆學に就くの方針を定め、其の後の教育令並に小學校令によつて此の主義に明確の度を加へ遂に明治三十三年の小學校令(現行)に至り

活をするよりも中學だけの學力があれば自分の働いた金で名著を買つて讀破した方が効果は確實です。

これは分りきつたことでありますが世間はなかく分らない。學校へ送りさへすれば偉くなるやうに過信して大苦しみしてゐるいはゆる學校病者が澤山あります。ですからいふまでもなく、あなたのむすこさんもエヂソンやマルコニーのことはよく御存じでせうが、念のためにもう一度話して本當の研究はこんなものだといふことを會得させて、働きながら勉強する良き例をお示しになることを望みます。

### ○ 聖恩私立中學校に及ぶ (蘇峰生)

（昭和七年、一一・二二、聖恩日誌）  
悉くも 今上天皇陛下には、全國私立中等學校恩給財團に向て、五萬圓の御下賜金あらせられた。此れは正しく私立中學校が聖恩の御認識を経たる最も精明なる證據として、我等は私立中學校關係者各位と與に

感佩の至りに禁へない。

今や全國に於ける私立中學校は、其數實に六百八十九校に上り、其の教職員は、一萬三千人と稱す。而して此の恩給財團は、大正十三年創立以來、小規模ながらも、實に其の基礎を築き來り、當局も亦其の必要を認め、若干の補助金を交付しつゝある。然も今や此の 聖恩を拜したる以上は、更らに我が私立中等教育に従事する者、頭らく覺醒、發奮、以て大いに報効を竭さねばならぬ。

抑も私立中學は、幾許の除外例はありとするも、物質的の設備に於ては、固より公立のそれとは競争は出来なない。但だ若し私立に特色ありとせば、それは精神教育の一あるのみだ。而して中等教育に於ては、公立私立を論ぜず、何よりも大切なるは精神教育だ。何となれば、中學生は、その年齢において方々に一人前の人間たるべき、其の階段の第一級に足を踏み掛けつつある場合であるからだ。



強制教育の主義が確立されるに至つた。現行制度に依れば兒童六歳に達したる翌日より滿十四年に至る八年を以て學齡とし、學齡兒童の學齡に達したる日以後に於ける最初の學年の始めを以て就學の始期とし、尋常小學校の教科を修了したるときを以て就學の終期としてゐる。此の如く義務教育年限を六年として置きながら、學齡期間を八年としてゐることは他國に類例を見ざる規定の仕方である。學齡兒童の保護者即ち其の親権者又は後見人は兒童の就學の始期より終期に至るまで、學齡兒童を就學せしむる義務を負うてゐる。随つて國家は右學齡兒童保護者に對して就學義務の履行を要求し、これに應ぜざる者に對しては行政處分に依り監督を加へ更に強制の手段に訴へて其の履行を期するものである。

元來義務教育は(一)一面に於ては國民教育として國家的の見地からの要求に基いたものであり、(二)他面に於ては將來一箇の人間として社會に活動するための基礎陶冶を與ふるためのものであるが、其のいづれの方面から見ても現行の六ヶ年では短きに失するから、これを八ヶ年に延長し併せて補習學校就學の義務を認むべしとする意見が有力となり、今日文政上の一大問題となつて來た。唯だ此の延長は財政上に相當大きい影響の在る問題であるために未だ實現の運びに到らないが、併し餘り遠からざる將來にこれが解決を見るの時期が到來することであらうと思ふ。

(3)小學校の教育 小學校の目的は小學校令第一條に規定してある通り(一)兒童身體の發達に留意し、(二)道徳教育及び國民教育の基礎たるべき教養を與へ、(三)生活に必須なる普通の知識技能を授けることにある。小學校の種類はこれを教科の内容によつて尋常小學校高等小學校とし、尙ほ此の兩者の教科を一枚に併置するときは尋常高等小學校となる。我が國では公立小學校の設置はこれを地方自治團體の義務とし、市町村は國家に對して其の區域内の學齡兒童を就學せしむる尋常小學校を設置すべき法上の義務を負担してゐる。然して市町村立小學校は市町村長の管理の下に在る。

昭和六年三月末に於ける學校數二萬五千六百餘、教員數二十三萬四千七百餘兒童數一千十一萬一千餘といふ盛況で、同年に於ける就學率は九九・五%を示してゐる。

毎年尋常小學校を卒業する約百二十萬の兒童中、更に上級の學校に入る者が約九十五萬ある。其中高等小學校への入學者約七十萬と、實業補習學校への入學者約十萬とを除いて、残り約十五萬が中學校、高等女學校、實業學校等に入學する者である。

### (三) 高等普通教育

高等普通教育は小學校の教育を基礎として、一層高き程度に於て道徳教育及び國民教育並に生活上有用なる知識技能を授くるを本旨とするものである。此

されば我等が、此の機會に於て、全國の私立中等教育の幹部に望む所は、何より先づ精神教育に於て、各自學校の特色、本色を發揮することだ。而して此れは寧ろ私立學校に於て、より大なる便宜と都合を持つてゐることを自覺せねばならぬ。

私立中學は、云はば從來の私塾の延長であり、若しくは變形である。師弟の情誼、長幼の親協、從來私塾に見たる典型は、苟もその幹部にして、其心算に此に在らば、之を今日に再現すること、決して不可能の事ではあるまい。

但だ今日の私立中學は、必ずしも悉くとはいはぬが、其中に勤もすれば、學校商賣のインテキ屋が皆無ではないと聞く。精神の訓練や、品性の陶冶などは以ての外、之を以て不良少年の安息所となし、破落戸の孵化所とする處なしとしないものが、皆無ではないと聞く。

我等は果して然る乎、吾手を譯にしないが、若し萬一にも斯る徒輩ありとせば、是

れ實に私立中等教育の賊にして、我が多數の中等教育者は、其の仲間顔目の爲めにも、斷々手として之を不正せねばならぬ。乃ち是れも亦 惡恩に奉答する所以の一端だ。

我等は何れかといへば、恒に心を私立校に寄するもの、この好機に際し、平生の期待を打明けて、其の省察を要むるは、畢竟私立中等教育の忠友たるを以て自ら任ずる爲めのみ。

### ○實業教育 (蘇峰生)

(昭和六年、一〇、四、東京日々)

我等は必ずしも教育萬能の信者ではない。又實業偏重者でもない。されど實業教育は帝國の現在及び前途に向て、尤も急務にして、尤も緊要の一と信ずる。

凡そ社會の不平は、富と知識、若しくは材能との平衡を失するより來たるもの、甚だ多し。所謂思想の惡化も、その全部と云はざるも、大半は、此に因る。口上では



の教育のための學校としては男子のためには中學校及び高等學校があり、女子のためには高等女學校及び高等女學校高等科がある。

(1) 中學校 中學校の設置は公立主義を採り、文部大臣の監督の下に道府縣に於て設置するを本體とし、市町村及び學校組合並に私人にもこれが設置を許されてゐる。修業年限は五年であるが、第四學年以上に於て第一種及び第二種の兩課程を編制し生徒をして其の一課程を選修せしめる。然して第一種課程には必ず實業科を課せられる。此の學科編制は社會の實生活に適切なる教育を施さうといふ趣旨から出たもので、我が教育制度に一新機軸を出したものと稱すべきであるが、併しこれが成功と否とは教職員の技術如何に依るは勿論、其の設備の完否が大いに與つて力があることと思はれる。蓋し元來中學校は制度の上にて一の完成學校であるに拘らず、事實は上級學校の豫備校たるの觀があるために、案出されたる新制度である。

昭和六年三月末に於ける學校數五百五十八校、教員數一萬三千八百餘、生徒數三十四萬五千四百餘を示してゐる。

(2) 高等女學校 高等女學校は女子に須要なる高等普通教育を爲すを目的とし、特に國民道徳の養成に努め、精神の涵養に留意すべきものとしてゐる。但し特に家政に關する學科目を修めんとする者のために實科を置き、又獨立したる實科高等女學校を設けることが出来る。高等女學校の設置については略々中

學校に置けるものと同一。修業年限は五年又は四年であるが、土地の情況に依り高等小學校を卒業した者を入學せしめるために三年の制度を置くことが出来る。高等女學校では更に進んだ程度で高等普通教育を施すために高等科を、又本科の學科目中の一科又は教科目を更に進んで専攻せしめるために専攻科を置くことを許される。其の修業年限は共に二年又は三年である。尙ほ別に二年以内の補習科を置くことも許されてゐる。然して高等女學校の制度については從來種々の改革意見が行はれてゐたが、時代の趨勢に伴ひ近くこれが改善案の實現を見るに至る模様である。

昭和六年度末に於ける學校數は九百七十五、教員數は一萬五千二百餘、生徒數は三十六萬九千餘を示してゐる。

(3) 高等學校 高等學校は男子の高等普通教育を完成するを目的とし、特に國民道徳の充實に力むべき一の完成學校である。されど從來事實に於て大學への豫備校たるの觀があつたが、今日と雖も依然何等の變化も見られない。高等學校は官立・公立又は私立とするを認められてゐるが、實際に於ては官立に屬するものが多數を占めてゐる。自治團體にしてこれを設置するを得るは道府縣に限られる。私立高等學校は財團法人たるか又は學校の經營のみを目的とする財團法人が其の事業としてこれを設置する場合にのみ其の設立を認可せられる高等學校の修業年限は七年とし、高等科三年尋常科四年とする。然して高等科

「食はねど高橋校は、如何にも滑き言葉であるが、實際に於ては、斯る事が行はる可きではない。されど革新以來我國の教育は強もすれば此の高橋主義に傾し、その爲めに國家は國費もて、危險思想者を製造しつつある體を現出してゐるではない乎。

我等は必ずしも所謂産業立國主義の唱道者ではない。然も恒心は恒産と伴ひ、恒産は實業に伴うは、論理的必然的約束だ。此の意味に於て、實業教育の必須である可きは勿論、特に自給自足を以て、内を護るばかりでなく、世界の市場に角逐して、互ひに雄長を争う即今の趨勢に於ては、國家は何よりも實業教育を先務とす可きは、別段教育専門家たらざる者でも、直ちに合點の行く道理だ。

我等の記憶にして、大過なからしむれば文部省にて、實業教育に就て、眞面目に施設し始めたのは、文部大臣中の文部大臣たる故井上毅子の時であつた。當時秘書官であつた故小山健三氏の如きも、その事に參

畫した數に覺えてゐる。井上子は其の一身の立場から云へば「高橋主義」の一人であつた。此人にして、實業教育に其の力の一半を傾けたるは如何に彼が之を以て國家の根柢を培う所以であるかを看取したるが爲めであらう。

世上の評判によれば、明治三十年來、屢ば廢し、屢興し、今や著々其の見る可き功績を擧げつつある實業事務局を廢するの議ありと。惟うに此れも所謂骨に腹は代られず、飢饉窮策を生じたものであらう。されど現時は寧ろ實業教育を擴張す可き一時にして、之を縮小す可き時節ではない。局其物の廢止は、必ずしも實業教育の廢止を意味せざるも、その一大頓挫であるとは決して疑は容れない。我等は平生文部省の仕事には、感心せざる事少くないが、此の實業事務局を無情に葬り去るを欲せざる一事には、同情を表せねばならぬ。

○英才教育の事蹟 (昭和八、四、二九、東京朝日)



のみの高等學校をも認められて、これが實際に於ては寧ろ本體視せられてゐる。昭和六年度末に於ける學校数は官立二十六、公立三、私立四、教員數は一千二百八十餘、學生數は一萬八千二百餘を示してゐる。

#### (四) 師範教育

教育の如何は其の局に當るべき教員其の人の如何に在るが故に、斯く大切な教育者を養成する師範教育は、教育制度の中に在つても其の中心を爲すものと云ふべく、國家が師範教育に特に力を注いでゐるのも全くこれがためである。然して師範教育は師範學校、高等師範學校、女子高等師範學校並に其他特に教員養成を目的とするために設けられた學校の教育を意味する。

(1) 師範學校 師範學校は小學教員たるべき者を養成する所で、すべて道廳府縣立に係り地方長官の管理に屬してゐる。これが課程は分つて本科及び専攻科とし、本科は更に第一部・第二部として併置するを原則とする。本科第一部の修業年限は五年、第二部は二年である。専攻科は更に精深なる程度に於て學修を爲さしむることを目的とし、其の修業年限は一年である。

昭和六年度末に於ける學校數百五校、教員數二千六百餘、生徒數四萬三千八百餘を示してゐる。

(2) 高等師範學校及び女子高等師範學校 高等師範學校は師範學校、中學校及び高等女學校の教員たるべき者を養成する所であつて、東京高等師範學校は

東京文理科大學に、廣島高等師範學校は廣島文理科大學に附設されてゐる。女子高等師範學校は女子師範學校及び高等女學校の教員たるべき者を養成する所である。何れも文部大臣の管理に屬してゐる。高等師範學校の學科を分つて文科及び理科とし、共に修業年限は四年とする。女子高等師範學校の學科は文科理科及び家事科とし修業年限は同じく四年である。

(3) 實業補習學校教員養成所 これは實業補習學校に於ける専任教員の養成を目的とするもので、道廳府縣に設置され、修業年限は一年乃至二年である。

(4) 其の他の教員養成機關 以上の外教員養成を目的とせる機關に臨時教員養成所・實業學校教員養成所・東京美術學校圖書師範科・東京音樂學校師範科を始め、私立の大學・專門學校の高等師範部等がある。尚ほ文理科大學は大學令の下に設立せられた單科大學であつて、形式上では教員養成機關と稱することとは出来ないが、其の實質に於ては教員養成機關たること明白である。

#### (五) 實業教育

我が國の實業教育の發達は普通教育に比して稍後れた形であつたが、近年長足の進歩を遂げるに至つた。實業教育のためには實業學校及び實業專門學校が設けられてゐる。

(1) 實業學校 實業學校は實業に従事する者に必要なる知識技能を授け、兼ねて徳性の涵養に力めるを以て目的とし、其の種類には工業學校、農業學校(獸

商大學生淺井正君が廿七日午前一時十五分新宿驛ホームから飛び込み輕死した。自分の體が虛弱なのに「勉強しろ、強くなれ、立派になれ」と激勵される親ごころの負擔に耐へず、弱い子としての時運を暗く見、自殺覺悟を起したのが原因であることを既報した。

父親の帝國ホテル勤務淺井初彦氏はこの凶事を「學生を子に持つ親心の戒め」として左の如く語つてゐる。

◇ 正が小學校に上る時は、東京で一番泰明小學校が良いといふので一家が京橋區へ移轉した程です。子の教育は秀才製造主義中學もその意味で府立第四を選びました。四中を卒業させて商大預科、豫科からこの四月目指す本科一年へ、かうして一人息子を、幼い時から大切に、秀才にと一生懸命に育てて来た揚句が、ボツクリその幼木が自殺されてしまつたのです。

◇ 何故死んだか、それは私の秀才主義の

激勵が悪かつたと思ふ外はありません。一體子の親は、中學校までは學問の監督、勉學の「家庭における先生」ができるが、中學校から上になると、子供が大人になると、親に専門學校教授以上の學力がないので、(これは私の場合ですが)監督することも家庭における先生になることも出来ません。たゞ勉學する子供の机の周圍をぐる／＼近く回つて、それとなく監視してゐるに過ぎません。これが大きな學生を子に持つ親の弱點。

◇ 秀才主義で育てたから、正は學校は出来るがそれに反比例して身體が弱く、女性的に心持が優しい私のむじゆんした心持ちはこの氣が弱く女性的であるのが輪に際るそれで平常から「もつと強くなれ」と激勵してゐたが、死ぬ数日前家内六人が夕食の卓で、私が正に「おい今度醫院でガイドの試験があるぜ、やつて見ないか」と勧める時、正は言下に「僕なんて駄目です」と氣の弱い答へをした。これがキツカケで正



醫學校を含む)、商業學校、商船學校、水産學校、其他實業教育を爲す學校(例へば女子職業學校の如き)と實業補習學校とがある。實業學校は道府縣、市町村、學校組合及び私人何れもこれを設立することが出来る。然して修業年限及び教科等も中學校の如く劃一的でなく、夫れ々地方の事情に適合せしめ得るやうにしてある。昭和六年度に於ける實業學校數、工業百十八、農業三百三十四、水産一四、商業三百七、商船十二、職業百八十八、教員總數一萬四千五百餘、生徒總數二十八萬八千六百餘を示し、實業補習學校は學校數一萬五千二百餘、教員數一萬九千餘、生徒數百二十七萬六千餘を示してゐる。

(2)實業專門學校 實業學校にして高等の教育を爲すものを實業專門學校といふ。これは專門教育の條下に於て述べる。

### (六) 專門教育及び大學教育

(1)專門教育 專門教育は普通教育を終了した者に對し高等の學術技藝を教授する教育で、專門教育令の支配の下に立つ。元來初等教育や中等教育がどんなに整つてゐても、更に高い程度の學理の研究と、これが應用の方法が講ぜられない限り、到底民を富まし國を強くすることは出来ない譯で、こゝに專門教育の重要性がある。專門學校は官立公立及び私立の別がある。其の修業年限は三年以上と定められ、其の長限を示すところがない。專門學校には(一)高等の學術技藝を教授する外國語・美術・音樂・醫學・藥學等各種の學校と(二)高等の實

の學力や能力は寧ろ過信に近い程信じてゐる私は少し腹が立つて眞倒に近く叱責した。そんな自分の學力に自信がなくて何となく。これから社會へ出て働くには自信が第一の生存競争の武器だ、僕は駄目でせうナンて何といふ無力だ。

無論叱責ではない、氣の弱い子を激勵する親心であつた。お前には三人の妹もある、そんな弱い事で兩親亡き後に兄としての保護ができるかともいつた。弱い子にはこれが鋭い眞倒として利いたらしい、弱い氣持が鋭い物を受け切れなかつたのでせう。

○それからは、これは死後母親の話で知つたのですが學校から戻ると部屋へ引籠つてうづら／＼と雜誌の同じページを見てはふさぎ込んでゐたさうで、叱責から数日間の間です。死ぬ前夜は湯袋屋前の喫茶店かカフェーで親友と二人で最後の晩餐をやつことが後で分りました。子に強ひた負擔そして親はその大切な子を失くしましたと初彦氏は言葉を切る。

業教育を施すための農・工・商等各種の實業專門學校とがある。

昭和六年度末の學校數は百七十二、教員數七千七百餘、學生數九萬六千七百餘を示してゐる。

(2)大學教育 大學は國家に重要なる學術の理論及び應用の教授と、學理の蘊奥の研究とを其の目的としてゐる。元來大學は單に學術に秀でた人物を養成するに止らず、其の卒業者は社會の各方面に於て重要な地位を占むる人材であるらねばならないから、學生の人格的陶冶の輕んずべからざるは勿論、常に國家思想の涵養に意を用ひねばならぬ。隨つて大學はこれらの目的を達成するためには其の研究と教授との自由を認むべく、官憲の干渉や俗衆の干渉を排すべきである。然らざれば到底學問の健全なる發達は期することが出来ない。然れども大學に於ける研究と教授とは決して無制限のものではなく、必ず國家に重要なる範圍を超越しないと共に、學生の國家思想の涵養に留意すべく、國家を否認し國家組織を破壊するが如き理論を研究し且教授することは許されない。大學は法學部・醫學部・工學部・文學部・理學部・農學部・經濟學部及び商學部の數個の學部を以て構成するを常例とする。所謂綜合大學である。されど都合によつては一の學部でも一大學を構成するのを妨げない。これが所謂單科大學である。大學は其の目的から考へて國家自らこれを設立するのは當然であるが、特別の必要ある場合には公立大學を設立するを得しめ、又私人をして私立大學を設立

### ○教育改善に関する意見 (山科儀重)

(昭和六、七、四、教育問題)

#### (一) 教育改善案作成の順序

- 一、文部省に於て原案を作成せざること
- 一、實業家、政治家、教育學者、教育實業者を以て組織する委員會に於て(文部大臣を會長とせず)各方面の意見を徴して立案し、之れを公表して世論の趨向を察し、然る後政府に於て採用すべしと考へたるものを採用すること

#### (二) 教育改善案作成の留意

- 一、學校側重視つて學校卒業者就職難の弊は學校制度及び教育者の態度に基く所は寧ろ任少にして明治時代の必要より生じた社會觀念の情勢に依るところ大なるが故







④教育費（昭和五年度）

種別	國費	道府縣費	市費	町村費	總額
小學校	7,424,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	10,424,000
中學校	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
高等女學校	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
高等女學校	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
大學	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
專門學校	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
實業專門學校	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
實業補習學校	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
女子高等師範	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
師範學校	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
臨時教員養成所	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
實業教員養成所	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
實業補習學校	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
教員養成所	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
官及師範學校	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
各種學校	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
幼稚園	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
青年訓練所	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
男女青年團體	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
圖書	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
其他	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	4,000,000
總計	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	400,000,000

部は官立として存続せしむべきも成るべく多数のものは學校に後援財團を組織せしめて國家財政の都合に左右せらるゝことなく各大學及び學校は各其特色に向つて邁進するを得せしめ或ものは全く獨立の財團に其經營を移すの方針を以てそれ／＼手配すること

一、國家は其餘力を以て一般大衆の業務に従事しつゝある者の専門的文化的教育及學校外の青少年の教育に力を注ぎ以て普通の學校偏重の弊を打破すると共に一般大衆の向上に資すること

一、高等小學校を従来の實業實修學校として上級學校入學準備者のためには普通科を併置せしめ又尋常小學校に補習科を設けしむること

一、中學校高等女學校を四年又は五年とする、兩者とも六年のものも之れを認むること

一、中學校の凡そ半数は實業學校に變更せしむること

⑤其の他の學校 (一)文部省系統以外の學校 以上の外軍人養成のためには陸軍幼年學校、陸軍士官學校、海軍兵學校、海軍醫官學校、陸軍大學校、海軍大學等があり、官

内省の管轄には學習院及び女子學習院があり、農林省の管轄には水産講習所があり、内務省の管轄には神宮皇學館がある。

(二)新領土の學校 新領土其の他の植民地に於ける教育は朝鮮總督府、臺灣總督府、關東廳、南洋廳、樺太廳の管轄に屬する。而して内地人の教育のためには小學校、中學校、高等女學校を設置し、國語を常用せざる者のためには、内地の小學校に相當する學校として朝鮮に普通學校、臺灣に公學校があり、内地の中學校や高等女學校に相當するものに朝鮮の高等普通學校及び女子高等普通學校、臺灣の中學校・高等女學校がある。尙ほ朝鮮高麗及び關東州には帝國大學及び官立大學があるが、これは文部大臣の管轄には屬しない。

(三)在外指定學校 在外邦人のために設置した小學校、中學校及び高等女學校にして外務大臣及び文部大臣の指定したものを在外指定學校といふ。

(丁) 社會教育

一) 社會教育の任務

學校教育の隆盛なること此の如くであるが、併し其の實際を見るに年々尋常小學校を卒業する者の中、更に中等諸學校に入學する者は總數の一割にも達せ

一、現行制度たる中學校一部制の實業的陶冶は不徹底なるにより中學校に實業學校を併置することを獎勵すること

一、都市に於ける高等女學校中商業教育を徹底せしむるの道を開き農村地方のものは農業教育を徹底せしむる制度を設けると共に女子農學校を再設せしめ農業家庭の振興を図ること

一、實業學校二部制を獎勵して中學校卒業者の實業教育を奨励すること

一、夜間中學校卒業者に上級學校入學資格を與ふること

一、中等實業學校中六年、七年の特殊方式の學校を設けること

一、實業專門學校の年限を三年に限定せしめ二年四年、五年六年のものも認め大學に對立して獨特の特色を發揮せしむること、

取敢て現存の實業專門學校中一、二之を試むること

一、高等學校中若干を存続し、大多數は其地方の中學校と併設して七年制高等學校



す幾りの大半は高等小學校や實業補習學校に入學する状態である。然るにそれも僅か二三年の教育を受けるに止まり、直ちに實社會に出て職業に就かねばならぬ地位に置かれてゐる。然してこれらの子弟が學校で教へられたことも實はほんの基礎的、一般的の教養に過ぎず、其の職業に關する知識技能に至つては甚だしく貧弱なるを免れない。又假令中等教育以上の學校教育を受けた者と雖も、其の修得したる知識技能は固より一部分に限局せられるのみならず、社會は日に月に進歩して寸時も休むことなく種々の新しい活動を人々に要求してゐるから、其のためには學校卒業後も不斷の修養に志し、常に時勢に遅れないやうに心掛けなければならぬ。元來學校教育は單に社會へ出るための準備に過ぎず、又これのみを以てして一國文化の水準を向上せしめることは不可能である。茲に於て現今では學校教育の外に、不特定なる一般公衆に對して其の教養を高めることを目的とする教育が行はれるやうになつた。これを社會教育といふ。然かも此の教育は單に斯く個人の學校教育を補ふといふ意味からだけでは不十分。即ち最近の文化の發達、社會組織の變遷は頗る急速で、一般公衆の思想感情は常に深刻なる動搖の波に漂ひ、家庭及び學校の努力だけでは到底子弟の將來に確乎なる進路を保障するに至難であつて、どうしても社會自らが適切な方策を立て、其の成員を教導するでなければ、遂に個人の健全なる發達も社會の圓満なる進歩もこれを望み難いであらう。更に又近時喧しく唱導せら

れてゐる教育の機會均等の立場からも、一層此の教育に關する施設の充實を要求する機運を昂め、これら諸種の事情が相俟つて近時社會教育の施設が長足の進歩普及を見るやうになつた。

## (二) 社會教育の施設

社會教育の施設は一般民衆をしてなるべく自由にこれを利用せしめることを本旨とすべく、隨つて其の施設は出来る限り多種多様なものでなくてはならぬ且又一般民衆のために手近かな修養手段として、其の施設が最も容易に利用され得るものでなくてはならぬ。されば政府は此の意を體し特殊の機關を設けてこれら社會教育の指導獎勵に當り、極力これが振興を圖つてゐる。然して今日行はれてゐる施設の主なものは大體左の如くである。

(一) 青年團 青年團は青年をして健全なる國民たり、善良なる公民たるの素養を得せしめることを目的とする修養團體である。これが起源は頗る古いもので、夙に青年の社交機關として存在したが、日露戦後から次第に組織的の團體となり、各方面の事業に當るやうになつた。然るに世界大戦後政府はこれが改善發達を急務としこれを青年修養機關たらしむべきこととして以來其の普及は著しきものあり、今日では市町村の青年團、府縣の聯合團、全國的大日本聯合青年團を設け、整然たる組織的の行動を執るに至つた。昭和五年度に於ける全國の團數一萬六千餘、團員數二百六十萬に及び、各種の方面に亘る施設によ

とし、中學校の生徒數を減ずること

一、各大學、各實業專門學校の分科を整理すること、即ち各大學各專門學校共あらゆる科を具ふることを以て面目を維持せんとする傾向を打破し、特色集中の方針を採ること

一、實業專門學校に短期間の特殊方面專修科を設けること

一、大學中ある學科は現に醫科の如く四年以上在學制を認むること

一、專門學校及大學の卒業期と軍隊入營期とを接續せしめ入學者の就職問題を圓滿ならしむること

一、女子の大學入學の途を容易ならしむること、即ち高等女學校高等科より當然大學に入學せしめ女子の高等學校を認め、女子の大學修科を設けること

一、實業補習學校と青年訓練所と合併すること而して之れを漸次畫同制となすこと  
一、大人の夜間學習制度を擴充し畫同勞務者をして大學教育を修了することを得せ

しむる爲に補習學制制度(修業年限三年又は四年として)を普及せしめ、主として私財團をして其經費に當らしめ國家は補助金を交付すること

## (三) 教育内容の改革

一、中等以上諸學校に於ける必修基本科目を少なくし選擇科目を多くすること

一、每週教授時數を減少し學生生徒の自由活動時間を増加すること

一、講義の時間を減少し、問答、研究、演習、實習等の時間に振向くこと

一、特殊の講義を除く外、專門學校大學等に於ては講義筆記を廢止し、教科書を採用し又は懸寫圖を配布し教授の進行、徹底を圖ること

一、實業學校の教授要目作成に當つては實業家の意見を十分に參考とすること

一、實業學校の實習は經濟的立場より實習の訓練を爲し其結果は直に營業的價值あるらしむること

一、各學校は教授内容に特色を發揮せし



つて、自己の修養と地方の改善に當つてゐる。

女子青年團は青年女子をして其の人格を高め、健全なる國民たる資質を養ひ其の本分を究うせんための修養團體である。初めは處女會と稱してゐたが、男子青年團の發達に刺戟されて著しき發展を見るに當り、今や全國の團體數一萬四千、團員數百六十萬を數ふるに至つた。

#### 青年團の本質

○青年團の本質 大正四年、内務文部兩大臣から次の訓令を發して、青年團の本質を明らかにした。

青年團體ノ設置ハ今や漸ク全國ニ洽ク其ノ振吾ハ國運ノ伸縮地方ノ開發ニ影響スル所殊ニ大ナルモノアリ此ノ際一層青年團體ノ指導ニ努メ以テ完全ナル發達ヲ遂ケシムルハ内外現時ノ情勢ニ照シ最モ喫緊ノ一要務タルヘキヲ信ス

御青年團體ハ青年修養ノ機關タリ其ノ本旨トスル所ハ青年ヲシテ健全ナル國民弄員ナル公民タルノ素養ヲ得シムルニ在リ而テ團體員ヲシテ忠孝ノ本義ヲ體シ品性ノ向上ヲ圖リ體力ヲ増進シ實際生活ニ適切ナル知識ヲ研キ身體活動克ク國家ノ進運ヲ扶持スルノ精神ト素質トヲ養成セシムルハ則テ最モ緊切ノ事ニ屬ス其ノ之ヲシテ事業ニ當リ實務ニ從ヒ以テ練習ヲ積マシムルモノ本國ヨリ修養ニ資セシムル所以ニ外ナラス若シ夫レ團體ニシテ其ノ體ヲ所ヲ誤リ施設其ノ宜シキヲ得サルコトアラムカ實ニ所謂ノ成積ヲ得ケ得サルノミナラス其ノ弊ノ及フ所亦測リ知ルヘカラサルモノアラム故ニ地方當局者ハ須ク此ニ留意シ地方實際ノ情況ニ應ジ最モ適宜ナル指導ヲ與ヘ以テ團體ヲシテ健全ナル發達ヲ遂ケシムコトヲ期スヘシ

#### (2) 青年訓練所

青年訓練所は高等の教育を受け得ざる青少年に對し補習的に種々の教育を施し、特に公民的、職業的教育を授けて國民たるの資質を向上させるための機關である。大正十四年の實施に係り、主として十六歳より二十歳までの男子を入所せしめ、修身及び公民科、教練、普通學科、職業學科等の教科によつて訓練を施す。此の課程の終了は義務ではないが、頗る時宜を得た施設であつたため急速に進歩し、昭和五年度に於て所數一萬五千餘、生徒七十九萬四千餘を數へてゐる。

#### (3) 成人教育講座

成人教育は現に成規の學校に通學せざる丁年以上の者に對し主として講演・講習等の方法に依つて夫れ々の職業上に又職業上に有益なる心の糧を與へる教育である。これは近年教育の機會均等の聲が高まるにつれ頼に世の注意を惹くに至り、大正八年文部省は大學及び直轄學校に依りてこれを開始したが、今日では全國すべての府縣に亘つてこれが講座の開設を見るのみならず、地方自治團體も亦續々これを實施して何れも相當の成績を擧げてゐる。然して講座の内容は思想問題、道徳並に公民科、科學並に産業、又は家事、體育、衛生等各般の事項に亘り、個人として將た國民として必須なる教養を授けることを主眼とし、其の方法も成るべく實際生活に即して抽象に流れざることに重きを置いてゐる。

#### (4) 教化團體

成人教育が主として成人の知識の啓發に力を致すに對し、成

むること

一、實業專門學校中教員に於て學科本位制に依るものを試むること

一、實業學校中に於て專門的、文料的なるものを設けること、例へば銀行員、小賣販賣人、會計士等專門的に徹底的特殊訓練を行ふこと

一、中學校、高等女學校及び小學校の每週教授時數を文部省にて指示するが如きは之れを廢して各地方の自治的規定に俟つこと

一、實際的なるべしとの世間の聲に眩惑せられて教授内容を徒らに卑近ならしめ且つあらゆる學校を職業準備的ならしむるの弊に陥らざるやう嚴重警戒すること

#### (五) 教員養成

一、東京、廣島兩文理科大學を師範大學とし、東京、廣島兩高等師範學校を廢止すること

一、中等教員無試験檢定制度を改正し、專門學校大學在學中教育學の講義を履修す

べきことを要求し、履修せざりしものに就ては教員心得として任用し、其間教育學の講習を受け若しくは多年經驗を積みたる後に免許狀を交付すること

一、教員免許狀を有するものと雖も一定期は試補として採用すること

一、師範學校は一部二部の區分を廢し、中等學校卒業者を二年以上修學せしむることと爲すこと

一、師範學校の給費生を減じ私費生に對しては就職義務年限を付せず且就職保證を爲さざる事

一、市立師範學校の設置を認むること

一、實業學校教員には實業に従事したる經驗を有するものを相當多數に採用すること

#### (六) 教育行政組織

一、實業教員養成機關を充實すること、殊に農村に親しむ農業教育を徹底せしむるため、特殊の農業教員養成機關を設けること



は宗教的信仰の背景の下に、或は國民道徳の立場から社會教化を目的とする所謂教化團體がある。就中最も大きな團體は神佛耶各宗教に屬する寺院、教會其の他の教團であるが、此の外既存宗教の教旨を主義とし、又は特定の目的を以て組織された團體も多く、現在教化團體聯合會に加盟してゐる主要な團體のみでも八十に近い有様である。何れも各團體の發行する圖書により、又開催する講演によつて世道人心の開發指導に任じてゐる。

(5) 圖書館 圖書館は古今幾千年に亘る學者、哲人、藝術家等の思想の結晶を集積した寶庫である。我等は此の寶庫に入つて未見の大學者に接し、千年を距てた哲人の教をも受けることが出来る。されば學生生徒がこれを利用して研究の便宜を得るは固より、廣く世人一般がこれを利用するの必要は日に月に大きくなつて行く。全く一國の文化發達の程度は其の國に於ける出版圖書の數と其の國に保有せらるゝ圖書の數に比例するといふのも過言ではない。隨つて圖書館が社會教育の施設として重要なことは多言を要せざる所であらう。現に東京の帝國圖書館は七十萬卷の藏書を有し、閱覽者一日平均約一千二百人、最も規模の大きいものである。今日全國の公立圖書館は三千二百餘を數へてゐるが、其の多くは頗る貧弱なものも多く、將來尙は一般の努力を要せねばならぬ。

(6) 博物館其他 博物館・美術館・動物園・植物園の如き常設觀覽施設は一

般民衆の觀覽に供し、其の教育と娛樂とに資するもので、共に社會教育の施設として重要な役割をもつてゐる。されば外國に於てはいづれもこれが施設に大きな努力を拂ひ、結構の大なる、陳列品の豊富なる全く國家の裝飾の如くに取扱はれてゐる。然るに我が國に於けるこれら施設は歐米諸國に比して甚だしき懸隔があり、帝室博物館及び科學博物館の最近精見るべきものあるに至つたのみで、他には殆ど擧ぐべきものがない。動物園や植物園に至つても外國に較べて餘りに貧弱なる現状である。兎に角これらの施設は今後一段の努力を拂ふべき要がある。

(7) 新聞雜誌 新聞雜誌は現代社會に於ける最も有力なる社會教育の機關である。即ち現代印刷術の進歩、通信事業の發達はこれらの刊行物の發行を容易ならしめ、今や津々浦々に至るまで普及し、國民は居ながらにして政治・經濟・國防・外交・教育・社會問題等百般の社會事象を知り、世界の動向を察知することが出来ると共に、更に各種の専門知識さへも攝取することが出来る。これを適當に選擇利用することによつて、よく時代の趨向を知り、廣汎なる知識を得、高き見識を養ふことを得るのである。殊に我が國民教育に於てはこれら新聞雜誌は全く缺くべからざる教育機關であつて、これが正しき見方の訓練を十分に指導し得たならば、それだけで既に公民教育に於ける大半の目的を達し得たといふことが出来る。然るに新聞雜誌は其の經營上時に報道の迅速を尊ぶの餘

一、文部省上級官吏中に教育の實際經驗を有する者地方行政の經驗を有する者を相當多數に採用すること

一、文部省官吏より學校へ、學校より文部省へを交替して教育行政の圓滑を圖ること

一、文部省督學官を一層權威あるものたらしむること

一、道市縣學務部長には教育の専門家(其出身は法科にても理科にても可なり)を任命し恒久性を帯びしむること

一、道府縣視學を一層高職にして權威あるものとし、教育の監督指導を徹底せしむること

一、小學校教員俸給は道府縣費を以て支拂し、之に對して國庫より補助金を交付すること

一、教員の社會的地位名譽待遇を一層向上せしむること

#### ○教育 (前掲小學校教育第六第二十四回)

我等が學校にはいつてから、もう六年になります。入學した頃は、まだ幼くて、ものの道理もわかりませんでした。それが今では、日常必要な知識や技能も進み、また人の行ふべき道も一通りわかるやうになりました。我等がこれまでになることが出来たのは教育を受けたおかげです。

人は誰でも教育を受けて、はじめて美良有爲の人となることが出来るのです。世に立つて、農・工・商その他どんな職業に従事するにしても、教育を受けていなければよい成績を挙げることが困難です。まして職業について改良進歩をはかるには、なほさら教育を受けてゐることが大切です。我等が美良有爲でよく務を果せば、我等はすなはちよい日本人であるのです。我が國民の一人一人が皆かやうな人であれば、國は盛になります。我が國では、明治五年に學制が定められて義務教育の基が立ち、同二十三年には教育に關する勅諭が下つて教育の



り、又記事・論説等の世相や人氣に投ぜんとするの餘り、時に議論に失し放漫に流れた記事を見ることが少くない。又中にはそれが政治上及び政治教育の重大なる使命を忘れて、動もすれば黨派的偏見に陥り、公正なるべき輿論を汚すことのあるは遺憾である。併し近來大新聞が新聞本来の使命に目醒め、重大なる社會教育の機關たることを自覺するに至つたことは喜ぶべき現象である。

(8) 民衆娛樂 國民に清新にして健全なる娛樂を提供し其の趣味の向上を圖ることは社會現象が錯雜し人間が益々神經過敏に陥るにつれて、最も必要な事柄である。就中映畫とラヂオとは現代娛樂機關の中、最も一般的にして且つ力あるものであらう。尤も映畫には風紀上、道徳上面目からぬものがあつて時々問題となることがあるが、さればとてこれを少年子女に觀賞せしめざることも不可能であるし、又一面に其の獨得なる教育的價値も觀過することが出来な

い。されば文部省に於て映畫の推薦、フィルム製作等の方面にも大きな努力を拂つてゐる。ラヂオも亦重要な機關で、特に地方に於ては一入有利なものであるために、これが發達は著しく、就中常に講座を聞いて修養・學術・體育等の放送を爲すが如き、到底他の機關の及びもつかぬ有效なる教育施設である。

大方計がままりました。今日の制度では、各市町村が、その區域内の兒童を皆就學させるに足るだけの尋常小學校を設けることになつてゐます。國民はその子弟を滿六歳から必ず尋常小學校に入學させて、六箇年の課程を卒へさせる義務があります。

世界の文明國は皆義務教育の制度をしきしかもなるべく修業の年限を長くすることにつとめてゐます。一國の文明の進歩も産業の發達も主としてその國民の教育の程度によつてまゝります。國の榮榮を願ふ者は教育を受けることの大切なことを知らなければなりません。我等は尋常小學校を卒業して後も、身體の發達に注意し、德行を修め知識を廣くことを怠らないやうにしませう。又事情が許せば、高等小學校や補習學校に入り、或は他の學校に進んで十分に教育を受け、益々善良有爲の人となるやうにつとめませう。

昭和八年十一月一日印刷  
昭和八年十一月五日發行

公民科大講座



監修者 戸田貞三  
著者 公民教育研究會  
發行者 中村時之助  
印刷者 新井修平  
印刷所 電新堂

東京市本區本町三丁目十一番地  
東京市本區本町三丁目十一番地  
東京市本區本町三丁目十一番地

第二卷 定價 金一圓五十錢

發行所 中文館書店  
東京市本區本町三丁目十一番地  
電話 三三二五番  
東京市本區本町三丁目十一番地



自學主義を具現し  
公民教科書を推奨す

東京帝國大學教授

戸田貞三先生著

現代公民教科書(師範學) 上卷 金七十八錢  
下卷 金七十三錢

文部省檢定済 昭和八年一月二十日 師範學校用

現代中學公民教科書(中) 上卷 金七十八錢  
下卷 金七十三錢

文部省檢定済 昭和七年八月二十二日 中學校用

現代女子公民教科書(女) 上卷 金五十錢  
下卷 金五十錢

文部省檢定済 昭和七年十月卅一日 高等女學校用

現代商業公民教科書(商業學) 上卷 金八十五錢  
下卷 金八十五錢

文部省檢定済 出願中

現代農業公民教科書(農學) 上卷 金八十五錢  
下卷 金八十五錢

自學主義を具現し  
公民教科書を推奨す

東京帝國大學教授  
戸田貞三先生著

現代公民教科書(師範學) 上卷 金七十八錢  
下卷 金七十三錢

現代中學公民教科書(中) 上卷 金七十八錢  
下卷 金七十三錢

現代女子公民教科書(女) 上卷 金五十錢  
下卷 金五十錢

現代商業公民教科書(商業學) 上卷 金八十五錢  
下卷 金八十五錢

現代農業公民教科書(農學) 上卷 金八十五錢  
下卷 金八十五錢



275  
744



